

静岡市中小企業等デジタル活用事業補助金 インボイス対応の申請を行った事業者の皆様へ

適格請求書発行事業者に登録したことを確認できる書類が必要です

通常の報告書書類に加えて、インボイス的適格請求書発行事業者に登録した証明が必要になるので、ご注意ください。

個人事業主/法人で登録が済んでいる方

国税局から送付された

「**適格請求書発行事業者の登録通知書**」

コピーを添付してください。

法人で登録をこれから行う方

適格請求書発行事業者の登録日と法人番号を申請フォームに記載してください。

個人事業主で登録をこれから行う方

適格請求書発行事業者申請書を税務署に提出する際に、書類の写真を撮って、申請フォームにて送付してください。

上記の書類の提出がない場合、補助金の交付ができない可能性があります。

必ず申請時の対応や書類の保管をお願いします。